

関西次世代ロボット推進会議 規約

2003年4月25日制定
2004年5月28日改正
2008年3月3日改正

(名 称)

第1条 本会は、関西次世代ロボット推進会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、関西圏における次世代ロボット（医療、介護、リハビリ、家事、教育、防犯、娯楽など、人と共生し日常生活を支えるような製造現場以外で使用されるものをいう）を中心とする研究開発その他プロジェクトの推進を通じ、中小企業の集積を活用したロボット関連技術の開発促進およびこれを活用した産業の育成を図り、もって関西をロボット関連産業の世界的な拠点とし、関西の産業と都市の再生に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 関西における研究開発その他プロジェクトの推進方策の検討、提言、要望
- (2) 関西におけるロボット関連技術の開発促進およびこれを活用した産業の育成に関する調査研究、構想や意見の取りまとめ
- (3) ロボットに関連する関係機関・団体との交流および連絡調整
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の入会申し込み手続きをした法人、団体または個人とする。

(議 長)

第5条 本会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、第6条に定める本会議において選任する。
- 3 議長は、本会を代表し、会務を総理する。

(本会議)

第6条 本会に、本会議を置く。

- 2 本会議は、第3条に定める活動について本会としての重要な意思決定を行う。
- 3 本会議の委員は、議長が選任する。委員の任期は3年とする。
- 4 本会議は、議長が招集し、主宰する。

(顧問)

第7条 本会に、顧問を置くことができるものとする。

2 顧問は、議長が委嘱する。

3 顧問は、会務の遂行に関し議長の諮問にこたえ、また本会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事会、企画委員会、部会)

第8条 本会に、幹事会および企画委員会を置く。幹事会および企画委員会について必要な事項は、議長が定める。また、必要により企画委員会の下に部会を置くことができるものとする。

2 幹事会および企画委員会の委員は、議長が選任する。委員の任期は3年とする。

(会費等)

第9条 本会の運営に必要な会費は、別に定める。また、本会の活動の一環として実施する共同調査研究、共同研究開発等の活動を行う場合の経費は、当該活動に深く関わる会員から分担金等を徴収することがある。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、関西経済同友会および関西経営者協会が協力して運営する。

3 事務局には、事務局長1名を置く。

4 事務局長は、議長が任命する。

附 則

1 この規約は、2008年3月3日から施行する。

2 本会は、2013年3月まで設置するものとし、期間満了後のあり方については本会議において決定する。ただし、本会の目的を果たしたと判断される場合は、期間内においても本会議の決議をもって解散することができるものとする。

以 上